令和８年教育福祉委員会会議録

１．招集年月日　　令和８年６月19日（金）

２．招集の場所　　可児市役所５階第１委員会室

３．開　　会　　令和８年６月19日　午前８時55分　委員長宣告

４．協 議 事 項

１　付託案件

議案第33号　可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

２　陳情

陳情第５号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

陳情第６号　慰霊碑管理に対する要望書について

３　委員会質疑

（１）改定健康保険法について

（２）子どもの熱中症対策関連事業の進捗について

４　報告事項

（１）可児市立小中学校屋内運動場空調設備整備事業について

５　協議事項

（１）次期委員会への引継ぎ事項（案）について

（２）その他

５．出席委員　（７名）

委員長	天羽良明	副委員長	田口豊和
委員	林　則夫	委員	冨田牧子
委員	川合敏己	委員	松尾和樹
委員	酒向さやか		

６．欠席委員　なし

７．説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	佐橋裕朗	こども健康部長	大杉美穂
教育委員会事務局長	宮原伴典	福祉支援課長	松井　章
教育総務課長	倉知真弓	学校教育課長	上北泰久
生活支援係長	木村雄大	こども発達支援センターくれよん所長	佐藤一洋

国保年金課長　　土　田　昌　義

８．職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴　木　賢　司	議会総務課長	平　田　祐　二
議会事務局書記	今　枝　明日香	議会事務局書記	奥　村　晴　日

開会　午前８時55分

○委員長（天羽良明君）　おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会には、傍聴を希望される方がお見えですので御承知おきください。

これより議事に入ります。

発言される方は挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話しください。

初めに、協議題１．付託議案、議案第33号　可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

資料は、議案書と提出議案説明書です。

執行部の説明を求めます。

○こども発達支援センターくれよん所長（佐藤一洋君）　おはようございます。よろしくお願いします。

議案第33号　可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号４．提出議案説明書の４ページ下段を御覧ください。

このたびの条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、引用条項のずれを改めるものでございます。

具体的な改正内容につきましては、資料番号１．議案書に基づき説明させていただきます。

議案書の70ページを御覧ください。

第４条第２号について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を第５条第18項から同条第19項に改めるものでございます。

本条例の施行日は、公布の日となります。

説明は以上となります。

○委員長（天羽良明君）　これより議案第33号に対する質疑を行います。

質疑のある方はございますか。

○委員（冨田牧子君）　これは条ずれになって、条項を19号に変えるということは分かったんですが、その前提として、この障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたということですけれど、どういうところが改正されたのか教えてください。

○こども発達支援センターくれよん所長（佐藤一洋君）　今回の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、こちらは障害者総合支援法とよく言われているものでございます。

こちらの改正の概要なんですけれど、新たに就労選択支援というサービスが創設されたということです。これは、障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援するという、そういうような新たなサービ

スということになります。こちらが先ほどの障害者総合支援法第５条の第13項に新たに規定がされまして、それ以降の各項にずれを生じたというのが今回の変更内容ということになります。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（田口豊和君）　それが加わったことによって、やることが複雑になったりとか、今見える職員さんが、やることが複雑になって労力を要したりとか、そういうことはないのでしょうか。

○こども発達支援センターくれよん所長（佐藤一洋君）　今回のこの条例の改正ということでよろしいでしょうか。

○副委員長（田口豊和君）　はい。

○こども発達支援センターくれよん所長（佐藤一洋君）　条例の改正については、本当に引用条項がずれたというだけですので、くれよんの業務には直接の影響はございません。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言はございませんね。

それでは、討論を終了します。

これより議案第33号　可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第33号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩　午前９時01分

再開　午前９時03分

○委員長（天羽良明君）　会議を再開いたします。

続いて、協議題２．陳情第５号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

資料は２ページからです。

それでは、この陳情の取扱いについて御意見をお願いいたします。

○副委員長（田口豊和君）　ワクチンについて様々、いろんな副作用とかの話は聞いているんですけれども、その根拠たる部分を理解するのにすごく専門的な知識が必要で、専門家による判断も必要になってくると思います。なので、ここで採択するのは不適切かなと思いますので、聞きおきでいいのではないかと思います。

○委員長（天羽良明君）　ほかに御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、陳情第５号については聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続いて、陳情第６号　慰霊碑管理に対する要望書についてを議題といたします。

資料は10ページになります。

この陳情の取扱いについて、先日委員会を開催した際に、執行部担当者の話を参考にお聞きしたいという意見がございました。

本日は、福祉部長、福祉支援課長、生活支援係長にお越しいただいております。今回の要望書は執行部にも同じ内容のものが提出されていますが、現状の市の対応状況などについてお聞かせいただけますでしょうか。

○委員（冨田牧子君）　すみません、お聞きする前に、要望書について再度読み上げていただいてはどうでしょうか。その上でいろいろお聞きするということで、読み上げてください。

○委員長（天羽良明君）　それでは、読み上げさせていただきます。

慰霊碑管理に対する要望書について。

要望箇所。市内には戦没者を慰霊する慰霊碑等22基が各９地区に設置されています。以下、詳細となります。

そして、要望内容。可児市内に現存する慰霊碑等については、建立から長年の年月が経過し、老朽化による倒壊の危険性が高まっている。市遺族会は高齢化、会員減少等により維持管理ができなくなってきていることから、可児市において維持管理をお願いしたく要望書を提出いたします。

現状。可児市内には22基の戦没者を慰霊する慰霊碑等が９地区に点在し建立されています。それぞれ慰霊碑は、明治後期から昭和にかけて日清・日露・大東亜戦争に至る戦没者を慰霊・顕彰する目的で建立され、市遺族会や一部自治会によって維持管理が行われています。全国的な課題でもある遺族会を構成する会員の高齢化に伴って、慰霊碑を管理することが

年々厳しい状況になっています。

また、慰霊碑自体も建立から長年の年月が経過しており、老朽化による倒壊の危険性が高まっていることから、安全性の確保が緊急の課題になっています。

最後に、今後の在り方。戦後81年経過し、遺族会の高齢化、また慰霊碑の老朽化の進行や自然災害等により倒壊の危険性が高まっていくものと考えられ、維持管理の問題が全国的な課題になっています。いずれかの段階で大規模修繕・解体・撤去の方向で対応せざるを得ないと考えられます。また、明治・大正・昭和・平成・令和と多くの時代にわたって、それぞれ地域の歴史的建造物であるため、次世代にどのように引き継いでいくかということを考える必要もあります。

慰霊碑の持つ歴史性を未来に継承するためには、その歴史的建造物としての痕跡がなくなってしまうことは避けなければなりません。解体・撤廃する場合は、跡地に説明板を残すなどの対応が必要であり、慰霊碑の歴史性を広く市民に周知するため平和学習の場として活用していくことが必要と思われます。

以下、場所の添付詳細書類をつけております。

概要の説明は以上となります。

それでは、執行部から、現状説明をいただけますでしょうか。

○福祉支援課長（松井　章君）　現状といたしましては、これと同じ内容のものを市のほうとしても受け取りをさせていただいたところでございまして、この内容等につきまして、連合遺族会さんのほうにまた改めて内容の確認ですとか、お考えですとか、その辺を確認していくというところでございます。以上です。

○委員長（天羽良明君）　御説明ありがとうございます。

今の説明に対して質問等がある方はお願いいたします。

○委員（松尾和樹君）　それでは、今のこの陳情の内容に関して、以前より執行部のほうでこのような困り事を遺族会の方が持たれているというような現状は認識されていたのかどうかという辺り、まずお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○福祉支援課長（松井　章君）　連合遺族会さんのほうで、それぞれの地区会ですとか、役員会ですとか、連合会の中で、このことについて以前からお話をしておるということは承知しておりました。

○福祉部長（佐橋裕朗君）　ちょっと補足で、慰霊碑につきましては、過去にも川合議員ですとか、あと天羽議員ですね、何度か一般質問が行われておりまして、議員の皆さんも執行部側も共通の課題としては認識しておるというところでございます。以上です。

○委員（松尾和樹君）　そうしますと、過去の一般質問等、どのような答弁をされたのかまで、ごめんなさい、把握していないですけど、その後、今回陳情で出されたものは、非常に詳しく載っていまして、見ますと、一つ一つ、修理だったり、大規模改修、修繕が必要になっているものもあったりするということで、危険な状態にあるのかなというようなことを感じているんですけれども、現地調査みたいなことというのは、先ほどの御説明ですと、これから

されるというような認識なんでしょうか。

○福祉支援課長（松井　章君）　現地の調査につきましては、先ほど部長が言われたように、一般質問の中でも答弁しておりますけれども、５年に１度ぐらいは市の建設部局の職員と回って確認するというようなお話をさせていただいて、直近ではちょうど５年前ぐらいに回ったんですけれども、それこそこの連合遺族会さんのほうでも現地を確認して、その辺の安全性とかを県の連合遺族会を通じて報告とかされておられるので、現時点で今すぐどうこうしないと危険というような確認はされておりません。

○委員（松尾和樹君）　そうしますと、５年前は現地確認をされたということでしたけど、今の答弁の中で５年に１度ぐらいのペースで確認の必要性を感じられておるということは、また５年経過したということなので、今後、現地の状況を確認に行かれるというお考えがあるという、そんなようなことでよろしいですか。

○福祉支援課長（松井　章君）　今回、こういう要望もいただいておりまして、５年も経過しておるところでございますので、現地のほうは確認をする方向で考えております。以上です。

○委員（冨田牧子君）　今日の新聞にも載っていましたけど、戦後81年ですけど、それで日本原水爆被害者団体協議会のほうがこの原水爆禁止の団体を存続させるのか、それとも一応解散にするのかというふうなことをこの１年かけて話し合っていくという話が載っていたんですね。

本当にやっぱりそういう時期ということは思うので、説明会というふうな形で市のほうがやられるというふうでしたけど、そこは遺族の皆さんの御意向を酌んで、きちっと話をしていっていただくというか、前向きな方向でね。現状の追認では説明会をやってもしようがないというふうに思うんですけど、そこら辺はこれから先についてどのようなお考えがおありですか。

○福祉支援課長（松井　章君）　すみません、説明会をするという発言はしてはいないんですけれども、各地区と話合いを進めていくと申し上げたところでございまして、今、議員の言われたとおり、まずは連合会の役員の方々からお話を聞き、必要によっては各地区の会長さんたちの話を聞くというところかなと思っています。

○福祉部長（佐橋裕朗君）　これを行政側で主体的になって進めていくとしますと、ちょっと１つ気をつけておかなければならないポイントがあると考えております。

それが、最高裁まで争われました箕面忠魂碑違憲訴訟をはじめとした慰霊碑を、例えばこの要望にもあります、移転させるですとか、そういったものの費用を市が負担したことなど、政教分離の原則を争点とした訴訟事件です。

人によっては、そこに、今あるところに霊が宿っているんだという考えの方もおられると思います。また違う、例えば一説にはこういったものは宗教的な性格を持たない記念碑の類であるという話もありまして、これは人それぞれ受け止め方が違うと思うんですね。ですが、霊的なものを感じておられる方の中には、今のところに霊が宿っていると考える。そうしますと、その状況のまま行政が撤去ですとか、移転を主体的に引き受けて行うというのは、訴

訟等に発展するリスクがあるものと考えております。そこが全国的にもう過去から問題になっているにもかかわらず、一向に解決に向かわない理由の一つではないかなと考えております。

可児市においても、中には撤去に反対する方がおられるかもしれない。そういった場合に、訴訟に発展することは十分考えられるのかなというところで、国の補助金、撤去に際して国が補助金を出すというものがあります。ですが、これは遺族会の方々がちょうど持ってこられたときも言われましたけど、非常に使いにくい制度だと。可児市では該当するものがないよというようなところなんですが、これは国も訴訟リスクなどを考慮した上で、管理者が誰かも分からなくなって全く管理できていない慰霊碑に限り、その対象としていると思われるんですね。その視点から改めて国の制度を見ると、結構しっかり考えられてつくられている制度かなというところもございますので、そういう意味からは、使いにくいにはそれなりの理由があるんだというところだと思います。

我々も以前から課題認識はしてはおりますが、遺族会の皆さんの思いというのも分かりますので、そこら辺はしっかりと、こちらは市長宛にも出されておりますので、市長からもここはしっかりと考えていってくれという話をいただいておりますので、今時点で特に明確な答えはございませんが、行政としましてどこまで関与できるのか、あと適切なタイミングはいつなのかなどを含めまして、研究を続けてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君）　はい、ありがとうございます。

○委員（冨田牧子君）　随分前は、慰霊祭はそれぞれで行われると、私も議員歴が古いですから、ちゃんと行った覚えはあるんですけど。あのときちょうど服部よね子議員が質問されたと思うんですけど、それを契機に無宗教でということで慰霊祭が行われたということで、ずっと皆さんも毎年参加していると思うんですけど、そういう形で、やっぱり何かまとめてこの問題は考えなきゃいけないんじゃないかなと思って、今それぞれの団体のところにあなたが管理するんですよって、実際にまとめちゃうととても訴訟があったり難しいんで、ちょっと市としては手をつけられませんというようなお話だったと思うんですけど、私、慰霊祭があいうふうに行われるようになったように、やっぱりこの慰霊碑についても何らかの形でまとめて、そしてこの中にも書いてありますけど、平和学習で本当にこれは大事なんだということで言われたんで、どこかにまとめるというのもちょっと分からないです、それがいいかどうか分かりませんけれど、もうちょっと市のほうで関与していただいて、やっていくという方向にはなかなかならないですかね。

○福祉部長（佐橋裕朗君）　今のその方向性も全く排除しているわけではございません。ただやはり、先ほど紹介させていただいた箕面市の訴訟については、最終的には行政側が勝っておるんですが、第１審では負けておるんですね。最高裁まで争われて判例となっていますので、その後の判決に一定程度の拘束力はあるのかなとは思っておるんですが、やはり下級審では勝っているものもあれば負けているものもありますので、そこら辺もやはり行政側としては考えていかなければならないというところでございます。

なので、繰り返しになりますけど、どういった方向性というのを今時点で持っているわけではございませんし、遺族会の皆さんの御要望、これも全く排除しているわけではございませんので、今現在ではそこまでしかお答えはできないというところです。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ほかに質問はございませんか。

○副委員長（田口豊和君）　継続して検討はしていかれるというのはすごくありがたいのですが、僕も政教分離に関してちょっと心配はしていたんですけれども、もし仮に、慰霊碑が本当に危険だと、倒壊するばっかりだとなったときに、行政が代執行と言っていいか分からないですけど、代理で倒壊させることはできるのかということと、多分慰霊碑の建っている土地は可児市の土地の部分もあると思うんですけど、土地とその所有者というか、そういうのが分かれば教えていただきたいです。

○福祉部長（佐橋裕朗君）　先ほどの代執行という部分ですが、そういった喫緊の課題があるということが把握できた場合には、それは訴訟覚悟の上でやっていくというのも当然ありだと思います。それは危険が迫っているということであれば、対抗していく手段がありますので、そこら辺は必要に応じてやっていかなければならないかなとは思っています。

○福祉支援課長（松井　章君）　土地につきましては、市の土地がほとんどという中で、財産区もあれば、地域の持ち物というものも複数ございます。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

ほかにございますか。

○委員（川合敏己君）　15年ほど前に、さっき部長がおっしゃってくださったように、私もまだあの時期なら議論を始め、時間がかかるだろうと思って一般質問をさせていただいて、あのときは遺族会と、それから行政と、そして地域、この３者で協議しながら進めて考えていきたいというような御答弁を、当時、尾石部長でしたけれども、されておりました。

土地に関しても、小学校近くにあって、子供たちの安全を考えたときに、やっぱりこれは耐震補強等を含めてきちんとチェックをしていくべきじゃないかという、その件については、先ほど御説明いただいたように、市はすぐに動いていただいてやってくださっております。それは大部分が市の土地の上にあるから、その上に建っている構造物に関しては、市もやっぱりきちんと関与していかなければいけないような話をされていたように私はちょっと記憶しておりますけれども。

あれからもう15年たちました。遺族会の方もどんどん少なくなっていると伺っております。その中において、先ほどの裁判でいろいろ争ったという話があります。遺族会のほうからは今回要望書の中で、いろいろと地域の声を取りまとめていただきながら提出をしていただいたように私はちょっと見受けたんですけれども、遺族会があるうちに、まず存続がしているうちに、やっぱりここら辺のところというのはしっかりと協議をしていかなければいけないのかなというふうに思います。

10年後、15年後、遺族会、例えばある地域で遺族会の方は誰も管理する人がいなくなりましたというときは、誰に確認をして、その撤去とか、そういったことをしていかなければい

けないのかということもやっぱり分かりませんし、行政としては、せっかくこの要望書を出して、御苦労されて取りまとめをいただいて出していただいておりますので、先ほど来説明がありますように、しっかりとこれからこの件について、本腰を入れてちょっと検討をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

もうそういうステージに上がってしまっている課題だと思っておりますので、よろしくお願いできますか。

○福祉部長（佐橋裕朗君）　今回、こういった形で正式に要望も受け取っておりますので、先ほども紹介させていただきました市長からもしっかりと研究していってくれという指示もいただいておりますので、そこら辺はしっかりと研究していきたいと思っております。

○委員（川合敏己君）　ありがとうございます。

それで、そういうことというのは、その協議した内容とかを共有していく場というのはあるんでしょうか。現在も年何回か会合は持っていらっしゃるように伺いますけれども、どうでしょうか。

○福祉部長（佐橋裕朗君）　それは、どことの共有というお話ですか、今のは。

○委員（川合敏己君）　遺族会との。

○福祉支援課長（松井　章君）　これまでも、遺族会さんの役員会ですとか、地区会ですとか、そちらのほうにうちの担当係長と担当者が、慰霊祭の打合せとかそういうのもありますけれども、お声がけをいただいて参加させていただいて、それぞれの会議の中でこの件についてお話をされておるところにも同席をさせていただいておりますので、引き続きそういったような形でお話を聞かせていただければなと思っております。

○委員長（天羽良明君）　ほかに質問はございませんか。

○委員（林　則夫君）　質問ではございませんが、それぞれの委員の皆様方から御発言を聞いておりましたが、まず第一に私が申し上げたいのは、現在の日本の国、また当可児市において平和に生活をさせてもらっておれるのは、さきの戦争におきまして犠牲になられた若き命をささげられた戦没者の皆さん、またそれを支えておいでになりました遺族、家族の皆様方に深甚なる敬意とお礼の言葉を申し上げたいのが、第一に私が申し上げたいことでございます。

また、それを念頭に置いた上で、ただいま議論になっておりますところの忠霊碑の維持管理、また遺族会の在り方につきましては、今後幅広く皆様の御意見を聞きながら進めていくべき問題ではなかろうかと考えておる次第でございます。

30年ほど前になろうかと思いますが、そのときにも忠霊塔の話が出てまいりました。そのときにはいろいろ議論をしましたけれども、あまり結論を得ることなく今日に至っておりますけれども、その間、忠霊塔の前で各地区の戦没者慰霊祭を行っておったわけでございますけれども、これもまた新しい形として可児市一本で慰霊祭を執り行うようになったことは、これは画期的なことかと思うわけでございます。

先般も部長にお尋ねしましたら、可児市に忠霊塔・慰霊碑というのが22基あるということ

ですが、私は旧７か町村に７基ぐらいかなと思っておったわけでございますけれども、22基あるということでございますので、これまた遺族会の皆様方で管理していくというのは大変なことかと思うわけでございます。

遺族の皆様も、若い御主人を亡くされました戦争未亡人の方たちは白菊会というような会をつくられまして、戦後日本を支えていただいたわけでございますし、またそうした経緯を経ながら現在に至っておるわけでございます。

戦後も80年、そしてまた慰霊碑が建ってからはもう100年近い年月がたとうかと思うわけでございますが、遺族会の皆様方の高齢化とそれから構築物の老朽化は待ったなしに進むわけでございますので、今後、英知を結集して、そうしたものをいかに存続し維持管理をしていくのかという結論を得なければならない時期に至ってはおると思います。

そこで私は、この案件につきましては皆十分承知をいたしておりますので、これから方向づけをするために、また執行部のほうへも同じような要望書が出ておるようでございますので、執行部のほうの御意向も十分尊重しながら、またいい案ができましたら議会のほうへ上程していただければ、議会としては慎重審議してまいりたいと、こんなことを考えておるわけでございます。

即座にここで答えが出る問題ではございませんけれども、やらなければならないという共通認識の下で、今回の要望につきましてはある意味で聞きおく程度にとどめ、そしてまた執行部とともにいろいろ研究し、またいろいろ調査もして、いい方向づけをできればと思っておりますので、この件につきましては、今回におきましては聞きおきという形で私は提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

ほかに質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、陳情の取扱いについて御意見をお願いいたしたいと思います。

ただいま林委員のほうからは、今御意見いただいたとおりでございますが、そのほかに御意見のある方、お願いいたします。

○委員（川合敏己君）　私も林委員と同じで、本当に最終局面というか、そのステージに来ているんだと思っておりますし、多分執行部のほうでももうそういう認識を持っていただけていると思いますので、ぜひちょっと今回は聞きおくという形にさせていただいて、また執行部とともに考えていけたらいいなというふうに思っておりますので、私はそういう意見です。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

そのほかございませんか。

○副委員長（田口豊和君）　私も同意見で、今回、陳情という形で我々も認識しましたし、要望書という形で執行部のほうも認識しております。今後も継続して検討していくというお話も聞けましたし、非常に何か適切じゃない気もしなくもないですが、聞きおきという形でい

いと思います。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この陳情６号につきましては、聞きおきということで今委員会として継続して調査をしていくという方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認めます。

○委員（川合敏己君）　今委員長がおっしゃられた聞きおきとするというのと継続というのはちょっと違う気がしますので、もう一度ちょっとはっきりと。

○委員長（天羽良明君）　それでは、またお話しさせていただきます。

陳情第６号については聞きおきとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。ありがとうございました。

休憩　午前９時37分

再開　午前９時39分

○委員長（天羽良明君）　それでは、会議を再開いたします。

続いて、協議題３．委員会質疑(1)改定健康保険法についてを議題といたします。

質問者の冨田委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（冨田牧子君）　健康保険法が改定をされまして、まず①番、ＯＴＣ（市販薬と有効成分や使用目的が同じ処方の薬）の患者負担が増えました。また、増えることになっています。②番、出産費用無償化に向けて、公的保険で賄う制度の新設をするということも話に聞いております。③番、高額療養費制度の見直しに当たっての考慮事項の法定化等が決められたそうです。

それぞれについて、内容がよく分からないので説明と、そしてまた、こうした改定によって本市の国民健康保険への影響がどのようにあるかということを教えていただきたいと思います。

○委員長（天羽良明君）　この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○国保年金課長（土田昌義君）　改正健康保険法について説明をいたします。

１つ目のＯＴＣ（市販薬と有効成分や使用目的が同じ処方の薬）の患者負担増について御説明をいたします。

資料の28ページを御覧ください。

ＯＴＣ類似薬とは、医療用医薬品のうち市販薬ＯＴＣ医薬品と成分・効能がほぼ同じ薬を指す概念です。保険を使って医療の処方を受ける場合と、保険を使わず市販薬ＯＴＣ医薬品

で対応する場合の公平性を踏まえ、日常的に医療に用いるＯＴＣ医薬品でも代替可能な医療用医薬品の保険給付の見直しが行われまして、一部保険外療養が創設されます。対象医薬品の主な対応症状は、鼻炎、胃痛、痛み止め、肩凝り、風邪症状などの日常的な医療に用いる医療用医薬品の一部となります。

負担額につきましては、現在お支払いしている自己負担額とは別に、対象医薬品の薬剤費の４分の１を特別料金として負担していただきます。ただし、子供やがん患者、難病患者などには特別の料金を求めない配慮措置が今後検討されます。

施行日は、法律の公布後１年以内とされ、令和９年３月１日施行を予定しております。

続きまして、２つ目の出産費用無償化に向けて、公的保険で賄う制度の新設について御説明をいたします。

妊娠・出産に対する支援の強化として、現行の出産育児一時金に代わり、標準的な出産費用の無償化に向けた給付体系が創設されます。出産育児一時金の支給額は、平均出産費用などを勘案して50万円となっています。

新しい制度では、妊婦の経済的負担の軽減をより進めるため、現物給付と現金給付を組み合わせた給付体系が導入されます。現物給付は、保険適用されていない分娩費について、全国一律の水準で国が基本単価を設定して保険者から分娩施設に直接支給します。また、現金給付として、保険診療に伴う医療費自己負担分について全ての妊婦を対象に出産時の費用負担の軽減を図るため、定額の現金給付として支給されます。

新たな給付体系の導入時期については、準備の整った分娩施設から移行することとし、当分の間は施設単位で現在の出産育児一時金の適用を受けることも可能としています。

施行日は、法律の公布後２年以内となっております。

３つ目の高額療養費制度の見直しに当たっての配慮事項の法定化について、御説明をいたします。

医療の高度化や高額薬剤の開発・普及などにより、高額療養費の支給額が医療費全体の倍のペースで伸びている中、特に毎月治療を受ける必要があるような長期療養者の家計への影響を考慮し、高額療養費制度の見直しが行われました。

資料29ページになります。

現行の高額療養費制度については、所得区分に応じて70歳未満の方の自己負担限度額の月額が住民税課税世帯で４区分、住民税非課税世帯で１区分、70歳以上75歳未満の方は住民税課税世帯で４区分、住民税非課税世帯で２区分設けられておりまして、同じ月で月額の限度額を超えて医療費を支払った場合に、その超えた部分の高額療養費として支給をしております。

また、12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が４回以上あった場合は、４回目以降の自己負担限度額の月額を減額して支給をしております。

令和８年８月からは、各所得区分の自己負担額の月額が引き上げられますが、低所得者への配慮としまして、非課税世帯では1,500円、所得区分が一番高い住民税課税世帯の所得901

万円超では約１万8,000円の引上げとなります。また、長期療養者への配慮としまして、４回目以降の自己負担限度額の月額は据置きとしております。

さらに、新たに所得区分に応じた年間上限額が導入されます。これによって、月額の限度額に到達していない方でも、年間上限額に達した場合は当該年の医療費の支払いは不要となります。ここでいう年間とは、８月から翌年７月までのこととなります。また、低所得者への配慮としましては、年収200万円未満に該当する方は年間上限額が引き下げられます。

資料30ページを御覧ください。

令和９年８月からについては、自己負担限度額の月額を細分化し、住民税課税世帯の４区分から12区分、各１区分を３区分化に変更し、４回目以降の限度額は据置きとされます。

本市国民健康保険への影響についてですが、ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しについては、厚生労働省によりますと、ＯＴＣ類似薬を対象とした一部保険外療養の導入により900億円の医療費が縮減されることから医療費の削減が期待されますが、令和８年度、９年度に診療報酬が引き上げられますので、医療費全体としての減少は見込めないと考えております。

妊娠・出産に対する支援の強化対策については、新たに導入される現物給付と現金給付の金額が示されていないことや、詳細な事務手続、手順が示されていないんですが、現行制度においても国民健康保険団体連合会から医療機関へ直接支払う直接支払制度があることから、影響は少ないと考えます。

高額療養費制度の見直しに当たっては、考慮事項の法定化については、高額療養費の支給額が医療費全体の倍のペースで伸びている中での見直しですので、高額療養費の削減が期待されますが、こちらも令和８年度、９年度の診療報酬費引上げがありますので、医療費全体としての減少は見込めないと考えております。

いずれにしましても、システムの改修や事務手続の変更など負担は生じると思いますが、まだ詳細は判明していませんので、どの程度影響するかは判断できない状況です。以上です。

○委員（冨田牧子君）　出産の部分についてお聞きしたいんですけど、今、後期高齢者保険のほうで出産一時金の負担をしていますよね。だから、さらにそれが増えるということなんですよね。それについてはどうですか。

○国保年金課長（土田昌義君）　すみません、まだ詳しいことは聞いてはいないんですが、一応、現行の出産一時金の枠組みをそのまま引き継ぐということになっておりますので、市のほうにどれだけ影響があるかというのはまだちょっと分からない状況です。

○委員（冨田牧子君）　本当にここのところ、国民健康保険や後期高齢者医療制度のほうもそうですけど、そこから子育て支援にどれだけとか、さっきの出産のほうもあるんですけど、それっておかしいと私は思うわけですよね。もっとほかのお金で国が手当てをすればいいことであって、どうして私たちの国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険からそういうものを持って行くのかというのがとても不満です。それで言わしていただきましたけど。

あと、ＯＴＣのですね。一般的な医薬品と言われますけど、やっぱりお医者さんでいただいた薬のほうが、よっぽどちゃんと症状に適して効くということがあると思うんですけれど、

だから、保険を使わずに対応できるというふうに言われますけど、お医者さんにかかるというメリットというのは、絶対にやっぱり合う薬を、たまには違うこともあるか分かりませんけど、処方していただけるということで、信頼して病院に行くわけですけど、市販でも売っているからこれで構いませんと言われるけど、市販のほうがやっぱりきついというふうに思うんですけど、そんなことはないですかね。

○国保年金課長（土田昌義君）　一応、市販薬と有効成分、また使用目的が同じ薬というようなことになっておりますので、そういったことはないんじゃないかなと思います。

○委員長（天羽良明君）　ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

続きまして、委員会質疑(2)子どもの熱中症対策関連事業の進捗についてを議題といたします。

質問者の松尾委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（松尾和樹君）　ありがとうございます。

子どもの熱中症対策関連事業の進捗についてお伺いしたいと思います。

令和８年度当初予算において、子供の熱中症対策として、小・中学校への冷水機設置、登下校時に休憩できる「みまもりオアシス」の整備、塩分タブレットの配付などの取組が位置づけられたと思います。また、体育館への空調設備設置に向けた準備や設置完了までの間のスポットクーラー配備など、段階的な対策も進められることとなっていると思います。

そこで、これらの熱中症対策関連事業が計画どおりに進んでいるか、また実際に児童・生徒の安全確保につながる運用となっているのかを確認するために、以下について伺いたいと思います。

４つの質問です。

質問１．みまもりオアシスの整備状況と児童生徒・保護者への周知、利用状況及び反応はいかがでしょうか。

質問２．小中学校への冷水機設置について、稼働状況はどうでしょうか。また、学校規模に応じた台数や能力は十分と捉えているのでしょうか。

質問３です。体育館空調設備の設置完了までの間に配備されるスポットクーラーについて、使用基準などの運用計画をお聞かせください。

質問４です。体育館への空調設備設置に向けた進捗状況と今後の整備スケジュールはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

以上、４つの質問です。よろしくお願いいたします。

○委員長（天羽良明君）　この件に関して執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（上北泰久君）　よろしくお願いします。

質問１についてお答えさせていただきます。

子ども110番の家や可児商工会議所に登録している事業所を中心に、６月９日現在で376か

所の登録があります。児童・生徒には、各校でみまもりオアシスのプレートを示し周知をしています。また、子ども110番の家とみまもりオアシスを兼ねている事業所・個人宅は、防災安全課が作成している子ども110番の家マップに示しています。保護者には「すぐーる」を利用して可児市の総合的な熱中症対策啓発チラシを利用し、みまもりオアシスについて周知をしております。

今渡南小学校では、参観日に親子下校を行っていまして、通学中に災害確認と併せてみまもりオアシスの場所の確認を行っていました。広陵中学校では、校区のみまもりオアシスのリストをプリントで生徒に配付して周知をしております。そのプリントの裏には、プレートの写真も載せています。

現在の利用状況についてですけれども、教育委員会に寄せられた意見を見ますと、利用数はそれほど多くはまだありません。トイレの利用や時間の確認などで利用しているのが多いと聞いております。これまでは気温が高い日が少ないことが影響されていると思いますが、今後また状況については確認したいというふうに思っております。

寄せられた意見としまして、子供たちが気軽に寄れるような場所にしたい、子供たちの見守りを頑張りたいという肯定的な意見がほとんどでございます。利用時の子供たちについても、挨拶が元気で礼儀正しいなどのお褒めの言葉をいただいております。

質問１については以上です。

○教育総務課長（倉知真弓君）　質問２．冷水機の設置についてお答えします。

学校生活における熱中症対策として、５月21日までに全ての学校に冷水機設置を完了しました。この冷水機は、児童・生徒自身が欲しいときに水筒に補給してもらうことを目的としています。

学校との協議により設置場所を決定しており、おおむね児童・生徒の玄関付近に各校１台、大規模校である今渡北小、広見小、蘇南中、中部中は各校に２台を設置しています。

冷水機の能力は、１分間に200ミリリットルの容器に３杯、連続で101杯を10度以下で抽出できます。なお、学校規模に応じた台数については、今年度の各学校の稼働状況や要望などを確認して、今後も検討していきます。以上です。

続きまして、質問３．スポットクーラーについてお答えします。

体育館や柔道場・剣道場での活動時における熱中症対策として、５月20日までに全ての学校にスポットクーラー配備を終了しました。このスポットクーラーは、ダクトから吹き出す冷風により部分的に冷やすものであり、運動後のほてった体をクールダウンすることを主な目的としています。

各小学校には体育館に２台、各中学校には体育館に２台と武道場に２台の計４台を５月の下旬から11月下旬までレンタルして配備しています。なお、使用基準等については、各学校の判断でお願いをしております。以上です。

続きまして、質問４．体育館への空調設備整備に向けた進捗状況についてお答えします。

当初は令和９年度に中学校、令和10年度に小学校の空調設備設置を予定していましたが、

熱中症対策は急務であるため、他市町村の先進事例を調査・確認して、できるだけ早期にかつ一斉に空調設備整備を完了できる方法を検討してきました。検討の結果、従来の設計施工分離方式ではなく、設計と施工を一括で行うデザインビルド方式を取り入れることで、短期間にかつ一斉に整備できることが分かりましたので、全ての学校の体育館等への空調設備整備を令和９年度末までに完了できるように進めていく予定です。

この件につきましては、この後の報告でも説明させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君）　御説明ありがとうございます。

今回の質問で、整備で終わりにせずに利用実態を検証する仕組みがあるのかとか、足りないということが分かった場合には追加する余地があるのか、この辺りをちょっと改めて伺いたいというふうに思ったんですけれども、まず質問１ですね。このみまもりオアシスについてなんですけれども、御紹介いただいた今渡南小学校の親子下校で、設置箇所を親子で一緒に確認をするというのは非常によい取組だと思ったんですけれども、一方で、もう一つ示されたプリントで配付というのにちょっととどまっているなという印象を受けました。

今渡南小学校の取組が非常にすばらしいと思ったんですけど、その取組はほかの小・中学校にも事例が共有されているのかどうかということをちょっとお伺いできますか。

○学校教育課長（上北泰久君）　校長会等でみまもりオアシスについての内容について、確認はしておりますが、まだそこまでの情報提供、情報周知というのはしておりませんので、今後また確認しながら、各学校それぞれの周知の仕方もありますので、その辺少しずつ広げていきつつ、関係機関、いろんな会議も教育委員会からも一応お話をさせていただいておりますし、学校からもＰＴＡを通じてとか、保護者を通じてとか、そういう形でいろんな面で広げていきたいなというふうに思っておりますので、今後また確認し広めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（松尾和樹君）　大事なことだというふうに認識されているということがただいまの課長の説明で分かりましたので、安心しているところです。

ポイントとしては、よく御存じだと思いますけど、子供たちはやっぱり知らない場所に行かない、それから知らない人と話さないというような教育も一方でされていると思いますので、その辺り、真面目な子供たちですから、使っていいんだよというようなことに対する心理的ハードルを下げるようなこともきっと必要だと思いますので、設置場所がここにありますよだけでは、ちょっとその見守りオアシスの活用というのが進むかどうかというのはちょっと疑問に思うので、先ほどの今渡南小学校の取組がいいというふうにお話ししたのは、やっぱり保護者も一緒にそれを見ることで、今言ったような大事なことを子供に保護者からきっと説明していただけることと思いますので、ぜひそのような認識が広がるようにするにはどうした方法がいいのか、その辺りは引き続き皆さんで協議していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、質問の２つ目ですね。２つ目の質問は冷水機ですね。

冷水機については、設置がもう完了したということで、暑くなる前に完了したということは非常によいことだと思うんですけれども、その学校規模に応じた台数や能力が十分かどうかというのは、きっとこれから暑くなる上で出てくることだと思うんですけれども、不足しているのではないかどうかとかという判断基準だったり、不足しているというふうに判断されるというのは、誰がどのようにされるようなお考えが今あるのかということをちょっとお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　それは実際に学校現場で様子を見ている先生方に、校長会とか教頭会を通じて確認しようと思っています。

今のところ、来られた校長先生にどうですかとお伺いすると、やっぱり３階から１階に行くのは大変だとか、今日は当たり、今日は外れと言っている子がいるということは、足りてはいないんだろうなとは感じておりますので、実際どのくらい足りないのか、どこに設置したらいいのかというのも今後検討していきたいと思っております。

○委員（松尾和樹君）　すみません、確認になりますけど、そうすると万が一足りないという場合には、新たに台数を追加するというような考えがあるということでよろしいですか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　はい、おっしゃるとおりです。

○委員（松尾和樹君）　非常に安心するお答えをいただけたと思います。ありがとうございます。

それでは、質問３のスポットクーラーについてですね。こちらについては５月下旬で配備が完了しているというようなお話だったと思うんですけれども、どうでしょうか、実際にもう使用されたようなお声などは届いているのでしょうか。その辺り、ちょっとお伺いしたいですけど、よろしいですか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　先日、学校訪問で土田小学校にお伺いしたところ、体育館で実際に使用しておりました。

あと、学校によっては体育館じゃなくて、昇降口に置いてもいいかとか、いろいろ今検討しているところなんで、実際にここが一番いいというのはまだどこも聞いていないんですけれども、ほてった体をクールダウンするには有効であるというふうに聞いております。以上です。

○委員（松尾和樹君）　そうしますと、スポットクーラーについても、今後暑くなると思いますのでしっかりとその状況を分析していただいて、こちらについてももしできれば、足りないということが分かった場合には、柔軟な対応をお願いしたいと思いますけど、その点よろしいでしょうか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　こちらについては、能力的には６畳一間を冷やす能力しかないので、順番にそこに立って冷やしていくという方法なので、今のところ台数を増やすということは考えておりません。以上です。

○委員（松尾和樹君）　はい、承知いたしました。

あと確認なんですけれども、学校に配置されるスポットクーラーの活用を誰がしていいのかというところで、地域クラブであったりとか、それから学校開放と言ったらいいですかね、夜間に地域の方が活用されたりとか、そういった場合にもそのスポットクーラーの活用というのは認められているのかどうか確認したいんですけれども、よろしいですか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　今のところスポーツ少年団とキッズクラブは使用を許可しておりますけれども、学校開放については、まだ使用していいよというふうにはなっておりません。

○委員（松尾和樹君）　２点ちょっと確認したいんですけど、スポーツ少年団とキッズクラブ、地域クラブはどうかということは、まずどうですか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　地域クラブは中学生ですので、使用を許可しております。

○委員（松尾和樹君）　はい、分かりました。

それから学校開放で、その地域の大人って言ったらいいですかね、の方々が使う分については、今はまだ決まっていないということなんですけど、今後どういうふうにされるかとか、どういったことが課題なのかとか、その辺りは何か話合いがどういうふうに行われているのか、お伺いできますか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　一般の方の学校開放の場合は、まだちょっと利用者が不特定ですので、今後、文化スポーツ課ですかね、担当課とも協議を重ねていきますが、今のところはちょっとまだ検討段階に入っておりませんので、今後順番にということになります。以上です。

○委員（松尾和樹君）　今の部分は、すみません、子供の熱中症対策関連ということから地域の利用ということなのでちょっと外れておりますので、文化スポーツ課ということでしたけど、せっかく物があるのでその辺も柔軟に進めばなというふうでちょっと発言させてもらいました。

それから質問４については、後ほど報告事項として上がっておりますので、そちらの説明をしっかりと聞かせていただきたいと思います。

それでは、今回の質問のこの子供の熱中症対策関連事業の進捗について、これから暑さ本番ということで、しっかりと注視していただいて、適切な対応を適切な時期に取っていただきたいということを最後にお願いして、質問を終わりたいと思います。

○委員長（天羽良明君）　ほかの委員の皆さんから質疑はございませんか。

○委員（冨田牧子君）　すみません、清水ケ丘の子供たちの登下校についてちょっとお伺いしたいんですけど、この前、酒向委員がこういうふうに自治会、老人会か、で子供たちのかばんとかそういうのを運んであげるということをやっているという話がありましたけど、今年はどういうふうになっているんですか。

○教育委員会事務局長（宮原伴典君）　私が聞いている限りでは、今年も昨年同様にやられているということでは聞いておりますが、それ以上の情報は確認しておりませんけど。

○委員（冨田牧子君）　私が何でこんなことを聞いたかというと、先日、春里公民館に３時ぐ

らいですね、春里小のお子さんがお見えになって、何でこんなところにいるのかなと言ったら、バスを待っているって言われたの。バスって一体何なんだろうと思って、そういう何かバスがあるのか、そういうことはないですよね。

○教育委員会事務局長（宮原伴典君）　現在、可児市内の公立の学校でスクールバスは回しておりませんので、スクールバスではなくて、バスというのはひょっとしたらさつきバスか何かだったのかもしれませんけれども。ああ、帝京大可児小学校かもしれないか。

○委員長（天羽良明君）　分かりましたか。

○教育委員会事務局長（宮原伴典君）　ちょっと今の時点で、そのお待ちになっていたお子さんが何のバスだったかはちょっと分かりかねるというところで、申し訳ないんですけど。

○委員（冨田牧子君）　自治会で何か送り迎えをするとか、そういうふうな形になっているのかどうなのかなと思って。というのは、今年、清水ケ丘にも１台、車を貸し出しましたよね。でも、それは高齢者移動支援の車なんで、それが使われるということはそれはまたちょっと違うわけなんで、一体実態としてどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたかったんで聞きました。

○教育委員会事務局長（宮原伴典君）　私も３月まで高齢福祉課長をやっていますので、車の決定した段階は私は担当課長としてやっていましたので、当初は高齢者の移動支援をやらない時間帯、ランドセルを持って行ったりどうこうというのは、移動支援の時間外にやるということでしたので、じゃあいいんじゃないですか、車もあるのでという話で、どちらかというと自治会側からのそういったことにも使いたいという御要望をいただいて、いいですよということで、ただメインは高齢者の移動支援という話をさせてもらっておりました。

ひょっとして、よくあるんですけれども、集団下校の際にキッズクラブに行く子がいると、そこの方面に行く子が３人のところ２人がキッズクラブを利用していると１人になってしまいますので、低学年の子が。そういった場合に、送って行くような活用もその当時は考えておられるというお話でしたけど、今現在、ちょっと私も４月から離れてしまっておるので、実際、清水ケ丘さんのほうがどのような形で進められているか、当初のようにランドセルとそういったこともやるのかということ自体は、私のほうで今現在ちょっと把握はしておりませんが、はい。

○委員（冨田牧子君）　それはやっぱりきちっと調べていただきたいなと思うんですね。

やっぱりこの目的にこの車を出したと。だから、よく部長分かっておられると思うけど、本来の目的が違うんだから、その目的外使用というか何というか、そういうことを始めたらとても不公平になるわけですよ、学校全体がやっぱり。そこら辺のきちっとした枠組みを考えてやっていただかないと、みんな善意から出発しているわけですね。だけど、そういうのが増えてくると、ちょっと、暑さ対策はすごく必要ですよ、だけど、そういう形で違うものを回してやるというようなことはいかがかなと思うんで、ちょっと言いました。

○委員長（天羽良明君）　はい、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○委員（川合敏己君）　松尾議員の質問２のところで答弁されていた、適切な時期に適切に追加するような話をいただきましたが、冷水機、例えば今渡南小とか650名ぐらいいるんですけど、１台で、基本的には水筒には入れない。みんななくなっちゃうんで、コップで飲んでねという形にしているんです。

その時期というのは、今年度中にいけるもんなんですか。例えばこの６月に要望が出たら、７月には配備されると思ってもいいんでしょうか。ちょっと予算の関係もあると思いますから。

○教育総務課長（倉知真弓君）　今のところは、来年度に向けてというふうに考えております。

というのは、設置するには工事とか保管も必要になるので、ちょっと今年の夏には間に合わないかなと。ただ、来年に向けて間に合うように、早い段階で状況を確認したいと思っております。以上です。

○委員（川合敏己君）　工事ということであれば、夏休みを利用するという手もあるかなとは思いますが、予算の関係ですか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　大きくは予算の関係です。

○委員長（天羽良明君）　ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了します。

ここで10分間、10時25分まで休憩といたします。

休憩　午前10時15分

再開　午前10時22分

○委員長（天羽良明君）　おそろいですので、よろしいですか、始めても。

それでは、会議を再開いたします。

次に協議題４．報告事項(1)可児市立小中学校屋内運動場空調設備整備事業についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（倉知真弓君）　資料の32ページをお願いします。

これまで学校の普通教室や特別教室の空調設備整備をやってきましたけれども、その場合、設計と施工を別々に発注しておりましたので、２か年かかっておりました。

今回、設計施工分離型ではなく、設計施工一体型のデザインビルド方式を実施することで、短期間にかつ一斉に整備をできることが分かりましたので、市内全ての学校の屋内運動場への空調設備整備を令和９年度末までに完了できるよう進めていく方針としました。

また、公募型プロポーザルを実施して事業者を選定したいと考えております。現在は、空調メーカー等と打ち合わせて、空調システムの検討や各学校現地調査等を行っております。

今後の予定ですが、担当職員により６月末までに事業内容を取りまとめ、８月末までに公募型プロポーザル実施要綱などを作成していきます。また、９月の補正予算要求で事業費を

予算化できるよう準備をしていきます。

その後のスケジュールとして、10月にプロポーザル公告、11月にプロポーザル実施、２月に事業者と仮契約締結、３月議会において承認をいただき本契約を締結し、デザインビルド方式により令和９年度末までに完了するよう進めていきます。以上です。

○委員長（天羽良明君）　質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君）　念のための確認なんですけれども、物があるのかどうかということで、空調メーカーと何か打合せのほうはされているということなんですけれども、物資が足りないことになりそうだだとか、そういったようなリスクみたいなことも事前に共有されているのかどうか、その辺りちょっと確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　今のところは特に足りないという話は聞いておりません。

○委員（林　則夫君）　当たり前のことを聞くわけですが、私、以前からこの小・中学校への空調ですね、この件につきましては、一日も早くつけてあげるといいかなということを考えておりますので、善処方、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、私が以前から申し上げておりますのは、小・中学校の体育館が避難所に指定される場合がありますね。避難指示とか避難勧告とか、災害時に何を考えるかというと、電気が通らないんですよ。電源がないわけですね。電源がないところに空調設備だけしたって全く無用の長物になりますので、空調設備と同時に発電機を設置するようにということを以前から僕はくどく申し上げておるわけなんですが、予算がかさむかもしれませんけれども、やっぱり電気があっての電気空調機ですので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それから、今でも発電機はあるそうですが、今の発電機はちょっと照明ができる程度のあれで、空調機までは動かせないということだそうですので、その辺十分に考慮した上でお願いしたいと思うわけでございます。

避難民に暗がりへ避難しろなんてことは、これは全く無責任な話ですので、災害時でも照明だけはできるように、そして空調機が稼働できるような体制固めをしていただきたいということを申し上げておきます。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ほかにございませんか。

○委員（川合敏己君）　よく聞かれるので、ぜひお伺いしたいと思いまして。

空調機に関しては、基本どういう、置き型でないんだろうなというのは分かるんですけど、これからプロポーザルをされるので具体的にはまだなんですけど、イメージとしては天井から下がっているようなイメージなんでしょうかね。

それともう一つは、冷やすのは、都内とか行きますと、ああいういい体育館に行きますときんきんに冷えているんですけど、そうじゃなくて、熱中症が起きないレベルの温度管理をできるような、要するに完全に冷やし切るようなすごい大きなものがつくのか、そうじゃなくて、ある程度熱中症が起きないレベルの気温に抑えられるような、それぐらいのレベルのものになっていくのか、ちょっとそこら辺、分かれば教えていただきたいなと思いまして。

○委員長（天羽良明君）　教育総務課長、答えられますか。

○教育総務課長（倉知真弓君）　まだ本当に検討段階なので、詳しくこうなりますとは言えないんですけれども、取りあえず、体育館の壁にギャラリーがついていますね。そこにくっつけて下に向けて、冷たい空気は下に下がっていくので下を冷やすという方法を今のところ考えております。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩　午前10時29分

再開　午前10時30分

○委員長（天羽良明君）　それでは、会議を再開いたします。

次に協議題５．協議事項になります。

資料の33ページになります。

次期委員会への引継ぎ事項（案）についてを議題といたします。

議会基本条例第11条第４項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について、取りまとめを行いたいと思います。

引継ぎ事項につきましては、委員長・副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会で報告いたします。

それでは、私のほうで案の読み上げをさせていただきます。

教育福祉委員会引継ぎ事項（案）について。

みだしのことについて、下記のとおり取りまとめましたので報告いたします。

１．児童・生徒の適切な教育環境の確保について。熱中症対策など、児童・生徒の教育環境の確保が適切になされているかを注視し、引き続き調査研究を行うこと。

２．重層的支援体制整備事業の進捗について。高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野ごとの縦割り支援では解決が困難な、複雑化・複合化した課題（８０５０問題、ごみ屋敷、ヤングケアラー等）に対応するための包括的な支援体制づくりの進捗を注視するとともに、引き続き調査研究を行うこと。

３．戦没者慰霊碑の管理について。高齢化、会員減少等により市内に22基ある戦没者慰霊碑の管理が難しいとして、市遺族会から市に管理を求める要望書が提出された。本市においてどのような管理方法が望ましいのか委員会としても調査研究を行うこと。以上です。

次期委員会で細かいテーマ等を設置していただいて、活動をまたしていただければというふうに思っております。

この案について御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

○委員（冨田牧子君）　３番ですけど、戦没者慰霊碑は全く民間のことなので、これを委員会として調査・研究するということは、私は適切ではないというふうに思います。

今後、市のほうとそれから遺族会を交えた上でいろんな話がされていくと思いますが、別に私たち教育福祉委員会がこれに関わらなきゃいけないということは何の必要もないので、これは削ったほうがいいと思います。

○委員長（天羽良明君）　ほかにございませんか。

特に今の冨田委員の発言に対して、もしお考えがあればお願いしたいと思います。

○委員（酒向さやか君）　すみません、私もちょっと陳情が今回出て、今日取扱いをどうするかという話をするという中で、それより前からここに管理について載っているのはちょっと順番が違うんじゃないかなという気はしていまして、もちろん今後どうしていくかということは私たちも知る必要はありますし、考えていく必要があるかとは思うんですけれども、何というか、まだ執行部のほうも方向性が決まっていないということをおっしゃっていたので、協議内容を共有するとかその程度で、目をそらすわけではなく、ただその何て言ったらいいのか、調査・研究を進めていって何ができるかというところかなと思いますので。意識として持っていくことは大事ですけれども、その調査項目として上げるのは適切ではないかなと思います。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

皆さん、この３番について、文言の修正という形で残していくか、それともなしにするかというところで御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（林　則夫君）　継続審査にしたわけではございませんので、聞きおくという形にしたわけですので、頭の片隅に刻んでおいて活字にする必要はないと思いますので、そのようにお取り計らい願いたい。記憶にとどめておけばいい。

○委員長（天羽良明君）　ほかに意見はございませんか。

○委員（松尾和樹君）　同様の意見になるんですけれども、市が先ほど明言されましたので、その方向性を注視するというのは必要ですけど、委員会として調査・研究を行うというのは何をするのかということにやっぱりなってきているので、今現在、皆さんがそのように感じておられるので、私も同様に感じています。注視をするという意味で、それから執行部から方向性が示されたときには、やっぱりしっかりとそこについては委員会として、委員として向き合うということは当然のことだと思いますので、引継ぎ事項にあえて入れなくてもということなんだというふうに私も理解します。以上です。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

そのほかございませんか。

○委員（川合敏己君）　１番と２番に関しては、まさにこれはぜひ調査・研究というか、注視しなきゃいけない部分だと思っております。以上です。

○委員長（天羽良明君）　田口委員は。

○副委員長（田口豊和君）　すみません、ちょっと考えがまだまとまっていなくて、３番を削るかどうか、逆に質問なのですが、委員会で取り上げる必要がないというのを何でかという

のを逆に教えてもらいたいです。

○委員長（天羽良明君）　では自由討議を始めたいと思います。

○委員（松尾和樹君）　先ほど申し上げたとおりですけど、陳情の取扱いをどうするかというときに方向性は決まったと思うんですけど、執行部がまずは５年に１度の現地調査をする、それから遺族会の方々とも話合いを進めていくという方向性が今現在決まっていて、つまり、その調査・研究が可児市全体では進むということが決まっているので、委員会としてじゃあ何を調査・研究するのかというのはちょっと見当たらないんじゃないのかなと思ったので、先ほど私は調査・研究というよりは注視をするということではないかというふうに私の考えを申し上げました。

それから、市はこれから調査・研究をして話合いをしていくということなので、その結果どうしていくのかという方向性が示されていくものと思いますので、例えば委員会に予算の話があったときなどはしっかりと審議をするというのが委員会、議会としての在り方だというふうに思っているので、あえて引継ぎ事項に載せなくても、この話は進んでいくものということでの先ほどの発言です。

○副委員長（田口豊和君）　ありがとうございます。納得できました。

○委員長（天羽良明君）　それでは、自由討議を終わります。

そのほか御意見はございませんか。

というか、まずはこの３番についてはなしという形でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、３番はなしという形にさせていただきます。

１番、２番については、もし何もなければこのまま引き継ぎたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

次期の委員会のほうに引き継ぐ項目としまして、この１つ目、２つ目を引き継いでいきたいというふうに思います。

以上は改選後の教育福祉委員会に対して引き継いでいきたいと思いますので、議会運営委員会のほうに報告をさせていただきます。

それでは、以上で本日の委員会の案件は全て終了いたしました。

全体を通じて、その他御意見等がある方は発言をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午前10時42分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年６月19日

可児市教育福祉委員会委員長